

議案第1号

幸手市手数料条例の一部を改正する条例

幸手市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「第36号」を「第38号」に、「第42号」を「第44号」に改め、同条第3項中「第20号」を「第22号」に、「第23号」を「第25号」に改める。

別表13の項手数料を徴収する事務の欄中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項手数料の名称の欄中「戸籍の記録事項証明手数料」を「戸籍証明書手数料」に改める。

別表中75の項を77の項とし、74の項を76の項とし、同表73の項手数料の金額の欄中「第71号」を「第73号」に改め、同項を同表75の項とし、同表72の項手数料の金額の欄中「第70号」を「第72号」に改め、同項を同表74の項とし、同表中71の項を73の項とし、同表70の項手数料の金額の欄中「第72号」を「第74号」に、「に第74号」を「に第76号」に改め、同項を同表72の項とし、同表69の項手数料の金額の欄中「第75号」を「第77号」に改め、同項を同表71の項とし、同表68の項手数料の金額の欄中「第66号」を「第68号」に改め、同項を同表70の項とし、同表中67の項を69の項とし、同表66の項手数料の金額の欄中「第36号」を「第38号」に改め、同項を同表68の項とし、同表中65の項を67の項とし、64の項を66の項とし、63の項を65の項とし、同表62の項手数料の金額の欄中「第60号」を「第62号」に改め、同項を同表64の項とし、同表中61の項を63の項とし、同表60の項手数料の金額の欄中「第36号」を「第38号」に改め、同項を同表62の項とし、同表59の項手数料の金額の欄中「第61号」を「第63号」に、「第62号」を「第64号」に改め、同項を同表61の項とし、同表中58の項を60の項とし、19の項から57の項までを2項ずつ繰り下げ、同表18の項手数料を徴収する事務の欄中「書類を」の次に「閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを」を加え、同項手数料の名称の欄中「書類」の次に「又は届出等情報の内容を表示したものを」を加え、同項手数料の金額の

欄中「書類」の次に「又は届出等情報の内容を表示したもの」を加え、同項を同表第20の項とし、同表17の項手数料を徴収する事務の欄中「又は同法第48条」を「、同法第48条」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項手数料の名称の欄中「届出・申請の受理又は届書その他書類の記載事項の証明手数料」を「届出・申請の受理若しくは届書その他書類の記載事項又は届出等情報の内容の証明手数料」に、「上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料」を「上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁若しくは認知の届出の記載事項又は届出等情報の内容の受理証明手数料」に改め、同項を同表第19の項とし、同項の前に次のように加える。

18	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符	除籍電子証明書提供用識別符号手数料 1件につき 700円
----	--	---------------------------------

<p>号の発行に係る除籍電子 証明書の請求を行う者が 同時に当該除籍電子証明 書を証明する事項と同一 の事項を証明する除かれ た戸籍の謄本若しくは抄 本又は除籍証明書の請求 を行う場合における当該 発行を除く。)</p>		
--	--	--

別表中16の項を17の項とし、同表15の項手数料を徴収する事務の欄中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項手数料の名称の欄中「除籍の記録事項証明手数料」を「除籍証明書手数料」に改め、同項を同表16の項とし、同項の前に次のように加える。

15	<p>戸籍法第120条の3第 2項の規定に基づく戸籍 電子証明書提供用識別符 号の発行（情報通信技術 を活用した行政の推進等 に関する法律（平成14年 法律第151号）第7条第 1項の規定により同法第 6条第1項に規定する電 子情報処理組織を使用 する方法（総務省令で定 めるものに限る。以下 この号及び第18号にお いて同じ。）により戸籍 電子証明書提</p>	<p>戸籍電子証明書提 供用識別符号手 料</p>	<p>1件につき 400円</p>
----	---	---	-------------------

<p>供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
---	--	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月20日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

戸籍法の一部が改正されることに伴い、戸籍証明書等の広域交付等に係る手数料を定めるとともに、引用条項等の規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。